

ペット飼育に関する細則

本マンション内におけるペット飼育に関し、管理規約第18条に基づき、下記のとおり細則を定める。

(目的)

本細則は本マンション内でペットを飼育するに際し、ペット飼育する居住者(以下「飼育者」と言う。)が遵守しなければならない事項を定めたものであり、飼育者は本細則を誠実に順守しなければならない。

(ペットの種類)

本細則でいうペットとは、成獣の状態で体長50cm以下の犬(ただし盲導犬を除く)と猫、小鳥類、鑑賞魚をいい、それ以外は認めない。

(飼育数の制限)

本マンション内で飼育することができるとペット数は、一住居につき犬又は猫について何れか一匹と定める。

(申請手続)

ペットの飼育を希望する居住者は、所定の申請用紙に必要事項を記入の上、管理組合に申請しなければならない。

2、ペットの飼育を希望する居住者は、申請するに当たって、前項に定める申請書以外に、犬の場合は、保健所への登録書および狂犬病予防接種種証明書を添付しなければならない。

(飼育の許可)

◆ 3、4、が追加されました。

第5条 管理組合は前項の定めにより申請を受けたときには、2週間以内にその可否を当該申請者に通知しなければならない。

- 2、前項により飼育を許可された居住者は、速やかに所定の登録用紙にてペットの種類等を登録しなければならない。
- 3、なお実態を鑑み、2021年11月開催の定期総会後に行った飼育申請書一斉提出の際に申請された大型ペット/頭数制限以上の犬猫について、一代限りの飼育を認める。しかし一斉提出後に当細則に反する申請があった場合、これを一切認めない。
- 4、前項の承認に伴い、当該大型ペット/頭数制限以上の犬猫の飼育が原因で発生したトラブル等は飼育者が責任をもって解決するものとし管理組合は責任を負わない。

(順守事項)

第6条 飼育者は、次の事項を遵守しなければならない。

- ① ペットを専有部分から外に連れて出るときには、首輪をつけ、引き紐でつなぎ抱きかかえること。
- ② ペットをバルコニー等に出してはならない。
- ③ 法で定められた予防注射・登録を確実に行なうこと。
- ④ 飼育委員会に必ず入会すること。

⑤ ペット飼育に関する管理組合からの通知・勧告に従うこと。

⑥ ペットを入浴させた後などの脱毛を、排水管にながさないこと。

⑦ プラッシングは、窓または網戸を閉めた部屋内で行うこと。

⑧ 排泄行為は、部屋内で行なわせるとともに、臭気が外部に漏れることがないよう、十分な注意を払うと共に、定期的に脱臭剤等を散布し、悪臭により他の入居者に迷惑を及ぼさない様に留意すること。万一、部屋以外で排泄行為があった場合は、その飼育者の責任において、処理・清掃しなければならない。

⑨ 鳴き声等で他に迷惑を与えた場合は管理組合の指示に従い、声帯、不妊、去勢手術等を施すこと。

⑩ その他、他の居住者および近隣居住者に迷惑を与えたり、不快の念を抱かせる行為を行わないと共に、清潔な環境を守るよう努力すること。

(損害賠償)

第7条 ペットが原因で発生した事故・汚損・破損等は、当該ペット飼育者の責任と負担において処理・解決しなければならない。

2、当該ペットが特定できないときは、飼育委員会の責任と負担において処理・解決しなければならない。

(許可の取消)

第8条 管理組合は、飼育者に次に掲げる行為のあったときは、飼育許可の取消を行うことができる。

① 飼育者が本規則の規定に反する行為をしたとき。

② 五住戸以上から飼育中止申請があったとき。

③ 飼育改善にいたがわない場合。

(許可の取消の効果)

第9条 前条により、管理組合から飼育許可を取消された飼育者は、取消された日より2週間以内に飼育を中止しかつ、3週間以内に処理結果について管理組合に届出なければならない。

2、前項の定めに対し、期限内に届出がなされない場合は、管理組合の飼育者に対する通知により、ペットの所有権は管理組合に移転し、管理組合はペットを処分することができる。

(飼育委員会)

第10条 飼育者は、他の居住者に迷惑を与えない飼育方法などの研修ならびに飼育者相互の親睦を図るために、飼育者全員で飼育委員会を組織しなければならない。

2、飼育委員会の組織・業務・運営については、別に飼育委員会規程を定めることが出来る。

3、飼育委員会は、ペットの飼育をめぐる、居住者間に紛争等が生じた場合、その調整および解決につとめなければならない。

付則 本細則は、規約発行の日からとする。